

消毒剤・消臭剤等の薬剤の散布について

①薬剤種類

以前は認定薬剤があったが、現在その制度はなくなっている。薬品メーカーには乳剤油剤、粉剤・粒剤等、各種薬剤が取り揃えてある。水害発生時には注文が集中するため、平常時にある程度薬剤を備蓄したり、薬剤の有効期限等を考慮して近隣市町村との協定により薬剤を融通し合ったりするなどの工夫で、緊急時の混乱を回避することができる。

②散布方法

- ・ 散布の際は、薬液や粉を吸わないように注意し、必ずマスクや手袋を着用する。
- ・ 皮膚についたときは石けんと水でよく洗う。
- ・ 散布は風上から行う。
- ・ プラスチック製品にかかると変色・変形のおそれがある。
- ・ 室内散布の場合、小鳥や金魚は屋外へ退避させる。
- ・ 皮膚、飲食物、食器、小児のおもちゃ、飼料などに直接かからないようにする。
- ・ 直接火に向けて噴霧しない。
- ・ 散布器具は、使用後よく手入れをする。

③取扱注意事項

- ・ 希釈液を作る際は、食品容器類の使用は避けること。
- ・ 食品、食器、飼料等と区別し、小児の手の届かない冷暗所に保管すること。なお、水性乳剤は極端に低温となる場所には保管しない。
- ・ 使用後、残った薬剤は必ず保管場所に戻し、栓を確実に締め付けておくこと。
- ・ 薬剤の種類によっては、「消防法」、「火災予防条例」及び「毒物及び劇物取締法」の適用を受ける場合があるので、その取扱いに当たり留意すること。